

秋選管告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

令和3年10月1日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹 田 勝 美

50分の1の数 16,862

3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 205,387